

特定非営利活動法人ひかりベースサポート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひかりベースサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども、高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域福祉の推進、健康及び生きがいづくり、学習支援、障害福祉サービス、生活相談支援、介護予防、地域交流、生活支援、人権啓発等に関する事業を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもと高齢者の孤食・孤立を防ぐ地域食堂の運営事業
- ② 体操、スポーツ教室等を通じた健康増進及び運動促進事業
- ③ 学習支援、学習機会の提供及び居場所づくり事業
- ④ 孤食・孤立を防ぐ見守り・日常生活支援・交流を目的とした高齢者支援事業

- ⑤ 世代を超えた交流促進のためのイベントを行う地域交流事業
- ⑥ 関係機関と連携した防災・防犯に関する講習会・啓発活動を行う事業
- ⑦ 高齢者に対しスマートフォン等の安全な利用方法の支援・詐欺被害防止活動を行う高齢者デジタル支援事業
- ⑧ 自治会関連の清掃・防災・古紙回収・イベント（スポーツ大会・祭り）等の事業
- ⑨ 障害者、高齢者、子どもその他援助を必要とする者の人権啓発、権利擁護、虐待防止及び福祉向上に関する事業
- ⑩ 地域課題の解決及び地域活性化を目的とするコミュニティビジネス事業
- ⑪ ボランティア育成事業
- ⑫ 地域福祉に関するニーズ調査及び研究事業
- ⑬ 障害者及び高齢者の社会参加、就労支援、地域交流及び生きがいづくりを目的とした飲食の提供、配食サービスその他福祉施設の運営事業
- ⑭ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業その他就労支援に関する事業
- ⑮ バリアフリー住宅等に関する居住支援事業
- ⑯ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑰ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑲ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑳ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ㉑ 介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業、訪問看護事業、介護予防訪問看護事業
- ㉒ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 北川晋吾

副理事長 作岡 秀統

理事 村田 涼子

監事 今井 克敏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 0 円／年
 - (2) 賛助会員入会金 一口 0 円（一口以上）
賛助会員会費 一口 1000 円（一口以上）／年

役員名簿

特定非営利活動法人ひかりベースサポート

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	北川 晋吾		無
副理事長	作岡 秀統		無
理事	村田 涼子		無
監事	今井 克敏		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、地域社会においては、少子高齢化や核家族化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化等により、子どもから高齢者まで幅広い世代において孤立が社会的課題となっています。

特に、子どもの孤食や学習機会の格差、高齢者の見守り不足、運動不足による健康問題、生活上の不安や悩みを相談できる環境の不足など、地域における福祉課題は多様化しています。

また、高齢者を狙った特殊詐欺や情報通信機器を利用した詐欺被害、防災・防犯に対する不安、地域コミュニティ機能の低下など、地域住民が安心して生活を送るための支援体制の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本法人は、地域食堂の運営、学習支援及び子どもの居場所づくり、運動・健康増進活動及びスポーツ教室の運営、高齢者支援及び見守り活動、相談支援事業、地域交流活動、防災・防犯及び詐欺被害防止に関する啓発活動等を行うことにより、地域住民が安心して暮らし、互いに支え合うことのできる地域社会づくりに寄与することを目的とします。

また、障害者、高齢者、子どもその他支援を必要とする人々に対して、地域社会の中で安心して生活できるよう必要な支援を行うとともに、人権意識の向上及び権利擁護に関する啓発活動、福祉に関する情報提供及び啓発活動を推進し、地域福祉の増進及び公益の実現に寄与することを目指します。

さらに、障害者及び高齢者が利用しやすい施設、交流拠点等の運営を通じて、多世代が安心して交流できる地域環境の整備を図り、営利を目的とするものではなく、地域住民相互の支え合い及び公益の増進に寄与する活動として継続的に実施していきます。

2 申請に至るまでの経過

発起人はこれまで、地域の自治会活動に積極的に参加し、一斉清掃や古紙回収等の地域活動を通じて、地域環境の維持及び住民同士の交流促進に取り組んできました。

その活動の中で、地域における人と人とのつながりの重要性を実感する一方、子どもや高齢者が孤立しやすい状況や、日常的に安心して集うことのできる居場所が不足している現状を強く認識するようになりました。

また、地域の子どもたちを対象として、毎週バスケットボール教室を継続的に実施してきました。この活動を通じて、運動機会の提供だけでなく、子どもたちの健全育成や居場所づくり、異年齢交流の重要性を実感するとともに、継続的かつ安定的に活動を実施するためには、法人としての組織体制が必要であるとの考えに至りました。

さらに、地域住民からは、

- ・安心して食事ができる場所がほしい
- ・子どもが放課後に安心して過ごせる居場所がほしい
- ・高齢者の見守りや交流の機会を増やしてほしい
- ・健康づくりや運動を継続できる場所がほしい
- ・詐欺被害や防災、防犯について学べる機会がほしい
- ・生活上の悩みを気軽に相談できる環境がほしい

など、多くの要望が寄せられていました。

これらの地域課題に対し、個人又は任意団体としての活動では継続性及び社会的信用の面において

限界があると考え、より安定した運営体制のもとで継続的かつ公益性の高い活動を実施するため、特定非営利活動法人を設立することとしました。

3 今後の展望

本法人は、京都市南区久世地域を中心として、地域食堂の定期開催、スポーツ教室及び健康増進活動、学習支援活動、高齢者の見守り活動、相談支援事業等を段階的に実施していきます。

また、防災・防犯啓発活動や特殊詐欺防止に関する学習機会の提供、地域交流イベント等を通じて、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

さらに、地域の自治会、福祉関係団体、教育機関、行政機関その他関係機関と連携しながら、地域課題に柔軟に対応できる持続可能な運営体制を構築し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

2026年6月13日

特定非営利活動法人ひかりベースサポート

設立代表者 住所又居所

氏名 北川 晋吾

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひかりベースサポート

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容及び活動趣旨をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設、SNS 等による情報発信、チラシの配布、地域行事への参加等を通じて広報活動を行い、地域住民との交流及び理解促進に努める。
- ・営利を目的とするものではなく、地域住民相互の支え合い及び公益の増進に寄与する活動として継続的に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
子どもと高齢者の孤食・孤立を防ぐ地域食堂の運営事業	子どもから高齢者を対象に食事提供及び交流活動	(A) 毎月 2 回 (B) 南区内公共施設等 (C) 3 人	(D) 子ども 高齢者 (E) 20 人
体操、スポーツ教室等を通じた健康増進及び運動促進事業	バスケットボール教室をはじめとした様々なスポーツに親しみ、楽しみながら健康増進及び交流を図る	(A) 毎週 2 回 (B) 地域体育館等 (C) 2 人	(D) 小、中学生 及び高校生 (E) 20 人

学習支援、学習機会の提供及び居場所づくり事業	宿題支援や学習サポートを通じて、子どもたちが安心して学び、交流できる居場所づくりを行う	(A) 毎月2回 (B) 地域集会所等 (C) 2人	(D) 小学生 (E) 10人
孤食・孤立を防ぐ見守り・日常生活支援・交流を目的とした高齢者支援事業	高齢者の健康維持を目的としたストレッチ教室・地域交流活動及び生活支援等を行う	(A) 毎月2回 (B) 地域集会所等 (C) 2人	(D) 高齢者 (E) 10人
世代を超えた交流促進のためのイベントを行う地域交流事業	地域交流イベント等を通じて、世代間交流及び地域活性化を図る	(A) 毎月1回 (B) 地域集会所等 (C) 5人	(D) 地域住民 (E) 30人
関係機関と連携した防災・防犯に関する講習会・啓発活動を行う事業	地域の消防団及び関係機関等を招き、防災・防犯に関する講習会や啓発活動を行うことで、安全安心な地域づくりを推進する	(A) 年4回 (B) 地域集会所等 (C) 5人	(D) 地域住民及び近隣住民 (E) 延べ40人
高齢者に対しスマートフォン等の安全な利用方法の支援・詐欺被害防止活動を行う高齢者デジタル支援事業	スマートフォン操作及びデジタル活用支援（スマホ教室）、見守り相談	(A) 毎月1回 (B) 地域集会所等 (C) 3人	(D) 高齢者 (E) 10人
自治会関連の清掃・防災・古紙回収・イベント（スポーツ大会・祭り）等の事業	地域清掃活動、古紙回収、防災パトロール、スポーツ大会及び地域行事への協力活動	(A) 随時 (B) 周辺地域 (C) 5人	(D) 地域住民 (E) 50人
障害者、高齢者、子どもその他援助を必要とする者の人権啓発、権利擁護、虐待防止及び福祉向上に関する事業	障害者、高齢者、子どもその他支援を必要とする者に対し、人権尊重及び権利擁護に関する啓発活動、虐待防止に関する講習会・相談支援、見守り活動等を行い、安心して地域生活を送ることができる環境づくりを推進する。	・本事業年度は実施予定無し	

地域課題の解決及び地域活性化を目的とするコミュニティビジネス事業	地域住民の交流促進及び地域課題の解決を目的として、地域食堂、交流スペース、物販、軽作業、イベント等のコミュニティビジネスを実施し、地域の活性化及び地域福祉の向上を図る。	・本事業年度は実施予定無し	
ボランティア育成事業	地域福祉活動に参加するボランティアの育成を目的として、研修会、講習会、交流会等を開催し、地域における支え合い活動の推進を図る。	・本事業年度は実施予定無し	
地域福祉に関するニーズ調査及び研究事業	地域住民及び福祉利用者を対象に、生活課題や福祉ニーズ等に関する調査・研究を行い、その結果を地域福祉活動及び支援体制の充実に活用する。	・本事業年度は実施予定無し	
障害者及び高齢者の社会参加、就労支援、地域交流及び生きがいづくりを目的とした飲食の提供、配食サービスその他福祉施設の運営事業	障害者及び高齢者が調理、盛り付け、接客、配達補助等に参加する機会を提供するとともに、地域住民への食事の提供や高齢者への配食を通じて社会参加、就労支援、見守り及び地域交流を推進する。	・本事業年度は実施予定無し	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業その他就労支援に関する事業	障害者に対し、就労に必要な知識及び技能習得の支援、職業訓練、作業機会の提供、就労相談等を行い、社会参加及び自立支援を推進する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
バリアフリー住宅等に関する居住支援事業	高齢者、障害者その他住宅確保に配慮を要する者に対し、バリアフリー住宅等に関する情報提供、相談支援、生活支援等を行い、安心して居住できる環境づくりを推進する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、就労継続支援その他必要な障害福祉サービスを提供し、障害者の地域生活及び自立支援を行う。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者及びその家族等に対し、障害福祉サービス利用に関する相談、サービス等利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を行い、地域生活を支援する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、移動支援、地域交流活動、日中活動支援等の地域生活支援を行う。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき、障害児に対する療育、生活能力向上訓練、学習支援、集団活動支援等を行い、健やかな成長及び社会参加を支援する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児及びその保護者に対し、障害児通所支援等の利用に関する相談、障害児支援利用計画の作成及び関係機関との連絡調整等を行う。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業、訪問看護事業、介護予防訪問看護事業	介護保険法に基づき、高齢者等に対する訪問介護、介護予防支援、居宅介護支援、訪問看護その他必要な介護サービスを提供し、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	

その他この法人の目的を達成するために必要な事業		・本事業年度は実施予定無し	
--------------------------------	--	----------------------	--

2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ひかりベースサポート

1 事業実施の方針

- ・設立初年度に実施した各事業の内容を検証し、地域住民の意見及びニーズを踏まえながら、より継続的かつ安定した運営体制の構築を目指す。
- ・地域食堂、運動・健康増進事業、学習支援事業、高齢者支援事業等を通じて、多世代が安心して交流できる地域づくりを推進し、地域福祉の向上に努める。
- ・本法人の活動をより多くの市民に理解していただくため、ホームページ、SNS、チラシ配布、地域行事への参加等による広報活動を継続して行い、地域との連携及び協力体制の強化を図る。
- ・営利を目的とするものではなく、地域住民相互の支え合い及び公益の増進に寄与する活動として、継続的かつ安定的に事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
子どもと高齢者の孤食・孤立を防ぐ地域食堂の運営事業	子どもから高齢者を対象に食事提供及び交流活動	(A) 毎週 1 回 (B) 南区内公共施設等 (C) 5 人	(D) 子ども 高齢者 (E) 30 人
体操、スポーツ教室等を通じた健康増進及び運動促進事業	バスケットボール教室をはじめとした様々なスポーツに親しみ、楽しみながら健康増進及び交流を図る	(A) 毎週 2 回 (B) 地域体育館等 (C) 3 人	(D) 小学生 及び 高校 (E) 30 人

学習支援、学習機会の提供及び居場所づくり事業	宿題支援や学習サポートを通じて、子どもたちが安心して学び、交流できる居場所づくりを行う	(A) 毎週1回 (B) 地域集会所等 (C) 2人	(D) 小学生 (E) 20人
孤食・孤立を防ぐ見守り・日常生活支援・交流を目的とした高齢者支援事業	高齢者の健康維持を目的としたストレッチ教室・地域交流活動及び生活支援等を行う	(A) 毎週1回 (B) 地域集会所等 (C) 2人	(D) 高齢者 (E) 20人
世代を超えた交流促進のためのイベントを行う地域交流事業	地域交流イベント等を通じて、世代間交流及び地域活性化を図る	(A) 毎月1回 (B) 地域集会所等 (C) 5人	(D) 地域住民 (E) 30人
関係機関と連携した防災・防犯に関する講習会・啓発活動を行う事業	地域の消防団及び関係機関等を招き、防災・防犯に関する講習会や啓発活動を行うことで、安全安心な地域づくりを推進する	(A) 年4回 (B) 地域集会所等 (C) 5人	(D) 地域住民及び近隣住民 (E) 延べ40人
高齢者に対しスマートフォン等の安全な利用方法の支援・詐欺被害防止活動を行う高齢者デジタル支援事業	スマートフォン操作及びデジタル活用支援（スマホ教室）、見守り相談	(A) 毎月1回 (B) 地域集会所等 (C) 3人	(D) 高齢者 (E) 10人
自治会関連の清掃・防災・古紙回収・イベント（スポーツ大会・祭り）等の事業	地域清掃活動、古紙回収、防災パトロール、スポーツ大会及び地域行事への協力活動	(A) 随時 (B) 周辺地域 (C) 5人	(D) 地域住民 (E) 50人
障害者、高齢者、子どもその他援助を必要とする者の人権啓発、権利擁護、虐待防止及び福祉向上に関する事業	障害者、高齢者、子どもその他支援を必要とする者に対し、人権尊重及び権利擁護に関する啓発活動、虐待防止に関する講習会・相談支援、見守り活動等を行い、安心して地域生活を送ることができる環境づくりを推進する。	・本事業年度は実施予定無し	

地域課題の解決及び地域活性化を目的とするコミュニティビジネス事業	地域住民の交流促進及び地域課題の解決を目的として、地域食堂、交流スペース、物販、軽作業、イベント等のコミュニティビジネスを実施し、地域の活性化及び地域福祉の向上を図る。	・本事業年度は実施予定無し	
ボランティア育成事業	地域福祉活動に参加するボランティアの育成を目的として、研修会、講習会、交流会等を開催し、地域における支え合い活動の推進を図る。	・本事業年度は実施予定無し	
地域福祉に関するニーズ調査及び研究事業	地域住民及び福祉利用者を対象に、生活課題や福祉ニーズ等に関する調査・研究を行い、その結果を地域福祉活動及び支援体制の充実に活用する。	本事業年度は実施予定無し	
障害者及び高齢者の社会参加、就労支援、地域交流及び生きがいづくりを目的とした飲食の提供、配食サービスその他福祉施設の運営事業	障害者及び高齢者が調理、盛り付け、接客、配達補助等に参加する機会を提供するとともに、地域住民への食事の提供や高齢者への配食を通じて社会参加、就労支援、見守り及び地域交流を推進する。	・本事業年度は実施予定無し	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業その他就労支援に関する事業	障害者に対し、就労に必要な知識及び技能習得の支援、職業訓練、作業機会の提供、就労相談等を行い、社会参加及び自立支援を推進する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
バリアフリー住宅等に関する居住支援事業	高齢者、障害者その他住宅確保に配慮を要する者に対し、バリアフリー住宅等に関する情報提供、相談支援、生活支援等を行い、安心して居住できる環境づくりを推進する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、就労継続支援その他必要な障害福祉サービスを提供し、障害者の地域生活及び自立支援を行う。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障害者及びその家族等に対し、障害福祉サービス利用に関する相談、サービス等利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を行い、地域生活を支援する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、移動支援、地域交流活動、日中活動支援等の地域生活支援を行う。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき、障害児に対する療育、生活能力向上訓練、学習支援、集団活動支援等を行い、健やかな成長及び社会参加を支援する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児及びその保護者に対し、障害児通所支援等の利用に関する相談、障害児支援利用計画の作成及び関係機関との連絡調整等を行う。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	
介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護支援事業、訪問看護事業、介護予防訪問看護事業	介護保険法に基づき、高齢者等に対する訪問介護、介護予防支援、居宅介護支援、訪問看護その他必要な介護サービスを提供し、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。	・将来的な地域ニーズ及び支援体制の整備状況を踏まえ実施を検討するため定款へ記載しているが本事業年度は実施予定無し	

その他この法人の目的を達成するために必要な事業		・本事業年度は実施予定無し	
-------------------------	--	---------------	--

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人ひかりベースサポート

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費 賛助会員費	20,000	20,000	
2.受取寄附金	30,000	30,000	
3.受取助成金等			
4.事業収益			
運動促進事業収益	480,000		
地域食堂運営事業収益	48,000		
学習支援事業収益	48,000		
地域交流事業	24,000	600,000	
5.その他収益	0	0	
経常収益計			650,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
その他経費			
食材費	80,000		
消耗品	60,000		
会場使用料	80,000		
運動指導者謝金	320,000		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	10,000		
保険料	20,000		
交通費	20,000		
雑費	10,000		
その他経費計	610,000		
事業費計		610,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
通信運搬費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			640,000
当期経常増減額			10,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			10,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			10,000

2027年度 活動予算書

2027 年 4 月 1 日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人ひかりベースサポート

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費 賛助会員費	50,000	50,000	
2.受取寄附金	30,000	30,000	
3.受取助成金等			
4.事業収益			
運動促進事業収益	1,080,000		
地域食堂事業収益	145,000		
学習支援活動収益	29,000		
地域交流活動収益	36,000	1,290,000	
5.その他収益	0		
経常収益計			1,370,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
食材費	180,000		
消耗品	120,000		
会場使用料	120,000		
運動指導者謝金	480,000		
通信運搬費	40,000		
印刷製本費	20,000		
保険料	40,000		
交通費	40,000		
備品購入費	80,000		
その他経費計	640,000		
事業費計		1,120,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
通信運搬費	20,000		
雑費	10,000		
その他経費計	40,000		
管理費計		40,000	
経常費用計			1,160,000
当期経常増減額			210,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			210,000
前期繰越正味財産額			10,000
次期繰越正味財産額			220,000